

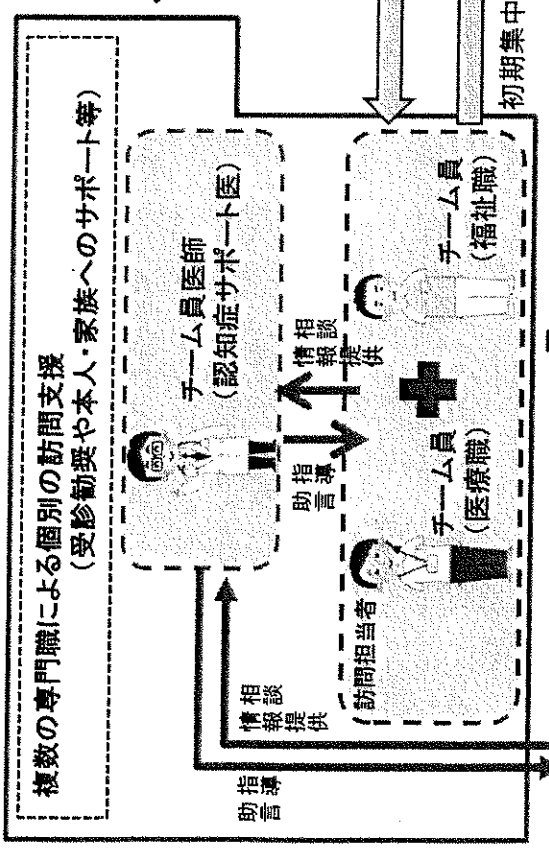
認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

チーム医師による指導の下に、早期発見、早期診断、早期対応に向けて、以下の体制を地域包括支援センターに整備

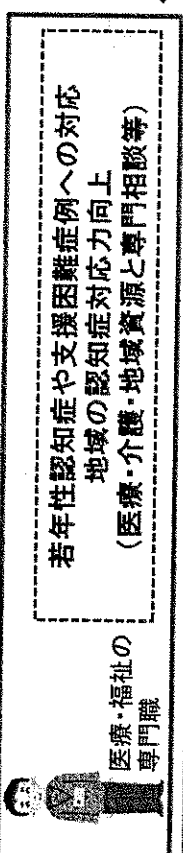
- 認知症初期集中支援チーム（個別の訪問支援）
複数の専門職が認知症が疑われる方、認知症の方とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価（アセスメント）を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員（専任の連携支援・相談等）
一 若年性認知症や支援困難症例への対応をはじめ、認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、地域資源構築の企画調整及び区内の支援機関に向けた認知症対応力向上のための研修や支援等を行う。

区内1か所の地域包括支援センターに設置（区における認知症の方への支援の拠点）

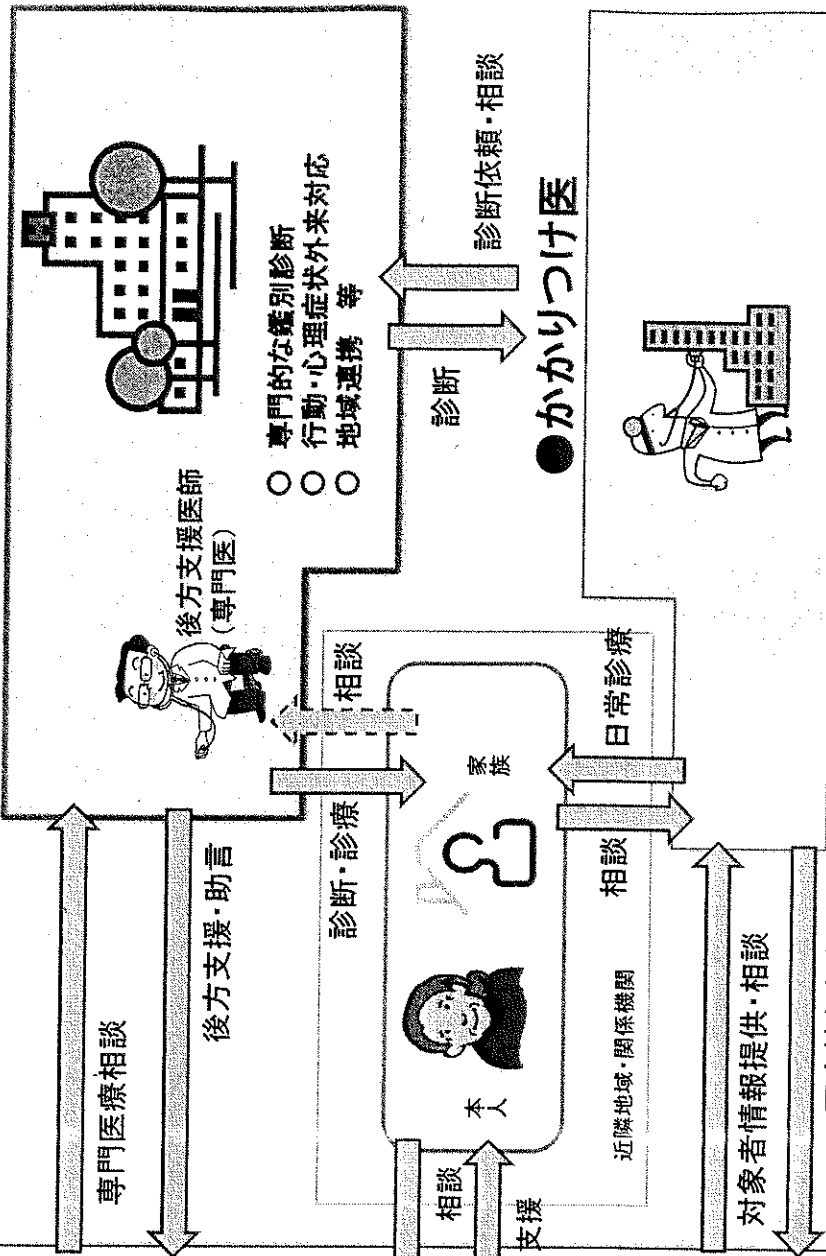
●認知症初期集中支援チーム



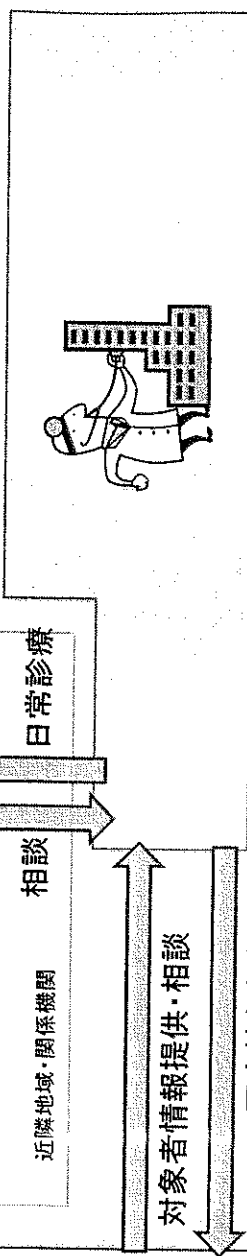
●認知症地域支援推進員



●専門医療機関（認知症患者医療センター等）



●かかりつけ医



《認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ》

- ①広報・普及啓発活動、②対象者の把握、③情報収集（本人の生活情報や家族の状況など）、④初回訪問、観察・評価（認知症への理解・専門的医療機関等の利用の説明・介護保険サービス利用の説明・本人や家族への心理的サポート）、（認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子などのチェック）、⑤チーム会議（観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討）、⑥初期集中支援の実施（関係機関と連携し、専門的医療機関等への受診勧奨・本人への助言・身体を整えるケア・生活環境の改善など）、⑦初期集中支援の終了・引き継ぎ後のモニタリング

若年性認知症や支援困難症例への対応をはじめとした認知症地域支援推進員の役割

初期集中支援(6ヶ月間)に取り組むチーム員(医療職・福祉職)と、

初期集中支援業務の実施

広報・普及啓発活動

対象者の把握

情報収集

初回訪問

チーム員会議

初期集中支援の実施

支援の終了
モニタリング

最長6か月間

認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族

相談

地域包括支援センター、地域住民、関係機関、団体等

包括等と連携し、対象者にかかる情報を収集

チーム員2名以上で訪問し、アセスメントを実施【アセスメントは、チーム員(医療職)が対応】

支援方針の検討(支援内容、支援頻度 等)

関係機関と連携し、次の業務を実施 ○医療機関への受診勧奨、鑑別診断への誘導 ○状態像に合わせた介護サービス利用の勧奨
○生活環境の改善 ○チーム員会議の開催(適宜) ○必要に応じて関係機関と同行訪問 等

支援終了方針を決定し、引き継ぎ・モニタリング

引き継ぎ
(若年性認知症)

引き継ぎ

地域の認知症対応力向上

認知症の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、関係機関の連携体制の強化や地域資源構築の企画調整を行う

地域支援推進員
(医療・福祉の専門職)

認知症の方を支援するネットワーク構築・推進

認知症疾患医療センターとの連携

認知症ケアパスの普及促進

認知症の方と家族への相談支援体制構築

区内の地域包括支援センターをはじめとした支援機関に対し、認知症への対応力向上のための研修や支援を行う

他の包括からの認知症にかかる相談への対応

事業所・施設等への認知症対応力向上のための支援

認知症ケアに携わる多職種協働のための研修企画調整

若年性認知症や支援困難症例への対応

初期集中支援終了後も、関係機関と連携して継続した支援を行う

特徴的な課題		継続的支援の内容
仕事	働き盛りで家庭を支えている中、本人も症状の進行に対応できず、退職を余儀なくされ、経済的に困窮する	認知症疾患医療センター等と連携の下、職場や産業医と協議する等、就労継続及び退職後の支援に取り組む
家庭	症状の進行が速く様々な問題が一挙に押し寄せ、配偶者に介護負担が集中するこ	本人の症状や状態に応じたきめ細かい支援の調整と同時に、生活が一変することに対する家族へのサポートを行う
支援の期間	等家族に大きな負担となる対応できる社会資源が少なく、必要な支援につなげることが困難	介護保険のみならず本人に適した支援につなげるような制度や資源を複合的に組み合わせて活用する

他の包括や事業所・施設等からの認知症にかかる相談への対応

支援困難		対応
孤立・独居	地域で孤立した状態にあり、また独居等で身近にキーパーソンがいない	包括をはじめ民生委員等、様々な資源を活用し、在宅生活を維持できる支援体制を構築する
支援拒否	認知症の症状も要因し、支援介入を拒否される	関係づくりのため訪問等を継続し、適切な支援に結び付けるよう働きかけを行う

認知症の方を支援する

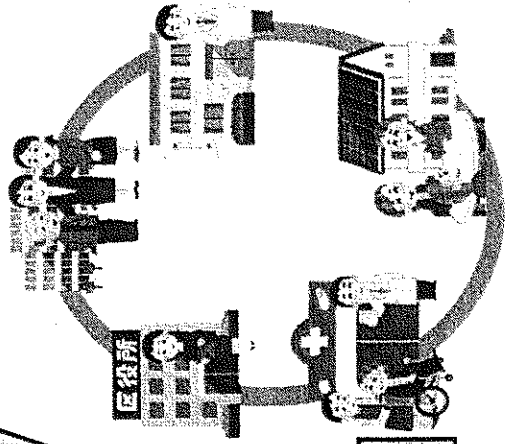
地域の支援機関

医療機関・包括・

ケアマネ・区役所 等

連携

相談



3. 認知症初期集中支援の流れ

(1) 初期集中支援業務のフローチャート

港区認知症初期集中支援チーム

(南部地域包括支援センター内：池島1-1-18)

電話：06-6536-8198

Fax：06-6536-8172

